

# 福岡県公報

平成二十七年一月三十日  
第三千六百六十四号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第六号)

○福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) ……………

### 人事委員会

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……………

○福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……………

## 規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第六号

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十九年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考の二、様式第一号付表十五その二の注一及び様式第二号備考の二中「**社団法人**」を「**一般社団法人**」に、「**財団法人**」を「**一般財団法人**」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

### 福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の任用に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験

別表第一中

福岡県警察官B(男性)採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(男性)採用試験の対象となる職以外の男性の職
福岡県警察官B(女性)採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(女性)採用試験の対象となる職以外の女性の職

を

福岡県警察官B(男性)採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(男性)採用試験の対象となる職以外の男性の職
福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験	公安職給料表の職務の級一級の職のうち福岡県警察官A(女性)採用試験の対象となる職以外の女性の職

に

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

改める。

別表第二中

福岡県警察官 B (男性) 採用試験	教養試験 作文試験 人物試験 身体測定 身体検査 資格調査	高等学校卒業程度
福岡県警察官 B (女性) 採用試験	教養試験 作文試験 実技試験 人物試験 身体測定 身体検査 資格調査	高等学校卒業程度

を

に

改める。

別表第三中

福岡県警察官 B (男性) 採用試験	教養試験 作文試験 人物試験 身体測定 身体検査 資格調査	高等学校卒業程度
福岡県警察官 B (女性) 採用試験	教養試験 作文試験 実技試験 人物試験 身体測定 身体検査 資格調査	高等学校卒業程度

を

福岡県警察官 B (男性) 採用試験

当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十歳未満の男性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

福岡県警察官 B (女性) 採用試験

当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

福岡県警察官 B (男性) 採用試験

当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十歳未満の男性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

福岡県警察官 B (早期採用男性) 採用試験

当該年度の初日における年齢が十八歳以上三十歳未満の男性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

福岡県警察官 B (女性) 採用試験

当該年度の初日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員に関する規則の規定は、平成二十七年年度の採用試験から適用する。

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則（昭和四十四年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の規定は、平成二十七年の採用試験から適用する。